

地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引き上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。地方消費税交付金は一般財源であり、令和3年度において世田谷区では、以下のような施策に一般財源として活用しました。

令和3年度決算における税率引上げ分の地方消費税交付金決算額 129億円

「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処する
ための施策に要する経費

世田谷区における税率引上げ分の地方消費税交付金の使途

(単位：億円)

事業	令和3年度決算額	特定財源	一般財源
社会福祉	1,215	747	469
障害者福祉事業	272	148	124
高齢者福祉事業	19	8	11
児童福祉事業	707	426	281
生活保護扶助事業	217	165	52
社会保険	242	43	200
国民健康保険事業	64	29	35
後期高齢者医療事業	81	9	72
介護保険事業	97	5	93
保健衛生	134	97	37
疾病予防対策事業	119	94	25
健康増進事業	14	3	11
合 計	1,591	886	705